

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ適合判定機関」という。）に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示します。

平成 2 9 年 4 月 1 日

高松市長 大西 秀人

(1) 登録省エネ適合判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

(2) 登録省エネ適合判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成 2 9 年 4 月 1 日